



日本勞働組合會議規約草案 (結成準備委員會確定案)



名 稱
第一條 本會議、日本勞働組合會議ト稱ス

構 成

第二條 本會議ハ左記條件ニ一致スルモノト認メラルル勞働團體ヲ以テ構成サル
一、 完全ナル勞働組合主義ヲ以テソノ運動ノ主義方針ト爲スモノ
二、 会費納入者十名以上ノ團體

但シ大会スハ評議員会ニ於テコレヲ認ムルトキハ十名以下ノ團體ノ加入ヲ許スコトアル
ヘシ

目 的

第三條 本會議ハ加盟諸團體ノ利益ヲ増進シ、カツ一級約ニ勞働者ノ經濟上及社會上ノ福祉ヲ増進スルコトヲ以テ目的トス

事 業

第四條 本會議ハ第三條記載ノ目的ヲ實現スル爲メ左記事業ヲ行フ

- 一、 僱該團體間ニ於ケル融和ト協力ノ緊密化
- 二、 社會立法ノ制定及改善
- 三、 國際労働問題ニ對スル態度ノ決定
- 四、 労働時間、最低賃銀、団体協約、失業問題等ノ基礎的労働條件ノ確立
- 五、 産業別組織確立ヘノ協力
- 六、 本組織労働者ニ對スル組織運動

機 関

第五條 本會議ニ在記機関ヲ設ク

- 一、 大会
- 二、 評議員会
- 三、 執行委員会

第六條 大会ハ本會議ノ最高決議機関ニシテ、大会代議員、評議員、執行委員ヲ以テ構成ス

第七條 大会ハ毎年一回執行委員会之ヲ召集ス、但シ評議員三分ノ二以上ノ要求アリタルトキハ執行委員会ハ臨時大会ヲ召集スヘキモノトス

第八條 大会代議員ハ加盟各団体ヨリ別表比率ニ基キテ選出ス

第九條 大会ハ代議員定数二分ノ一以上出席スルニアラサレハ議事ヲ決スルコトヲ得スハ但シ委任者次ヲ認ム

大会ノ議事ハ出席代議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ノトキハ大会議長之ヲ決ス